仕 様 書

I	亲 殆 名	俊フイト 	
2	業務期間	契約締結の日から令和7年3月31日まで	
3	業務場所	①歌野地区	
		②多武ノ峰公園 (麓)	
		③多武ノ峰公園(山頂)	
4	業務内容		
(1) ライトア	^プ ップ用機材のレンタル及び設置	
ア 機材等内訳… 業務場所①			
	5 0	00wPARライト(シールドビーム電球)・・・・・1	2台
	1 8	3 0 w L E D ライト (2 5° フルカラータイプ)・・・・	6台
	ライ	トハウジング (防雨対策用櫓・足場等)・・・・・・	2基
	2 5	Kva 超低騒音型発電機(設置費・燃料代含む)・・・・	1台
	自動	カ調光卓及び調光盤ユニット ・・・・・・・・・・	1式
	配電	『盤及び付属機器・ケーブル類 ・・・・・・・・・	1式
	電気	「配線工事(ケーブル14sq/三相4線式)・・・・・	1式
	保安	7 用品(バリケード等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1式
イ 自然環境活用センター東側法面中段の平場(別図1参照)に機材等を			
	設置し、	対岸の桜木10本程度をライトアップする。	
	ウ 機材等	字内訳… 業務場所②	
	1 2	2 0 w L E D ライト(25° フルカラータイプ)・・・・	6台
	ライ	アトハウジング (防雨対策用櫓・足場等)・・・・・・	1基
	タイ	マー制御装置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1台
	配電	「盤及び付属機器・ケーブル類 ・・・・・・・・・	1式
	電気	〔配線工事(5.5sq キャップタイヤ・ボックス加工費込)・	1式
	保多	7用品(バリケード等)・・・・・・・・・・・・・	1式
	電気	〔使用料(実費)・・・・・・・・・・・・・・・・・	1式
	エ 多武ノ	峰公園北側菊川町大字田部943番地1 (別図2参照) に	幾材等
	を設置し	、北面斜面をライトアップする。使用する電源については、	、隣接
	するポン	プ小屋既設電源ボックス(単相 3 線/30A)から受電し、(-	一部加
	工必要)	電気料については、電気契約者に実費を支払うこと。	
	(契約種	別:中国電力「スマートコース」)	

オ 機材等内訳… 業務場所③

100w超高照度LEDライト・・・・・・・・10台配電盤及び付属機器・ケーブル類・・・・・・・・・・1式電気配線工事(5.5sq/30A C型ケーブル)・・・・・・・1式

- カ 多武ノ峰公園山頂菊川町大字田部10022番地ほか(別図3参照)に 点在する桜木5本~10本程度をライトアップする。使用する電源につい ては、既設電源ボックス(単相2線/15A)から受電する。
- キ 各業務場所ともライトアップの範囲はライトアップ開始前に現地に おいて立会のうえ調整を指示する。
- (2) ライトアップ運営管理
 - ア 各業務場所ともライトアップの期間は令和7年3月25日から令和7年3月31日までの7日間とする。
 - イ 期間を通じて発電機の油脂類の点検・補充及び日没前にライトを点灯 させ機材に不具合が無いか確認を行い、球切れ等があった場合は速やか に交換を実施すること。
 - ウ ライトアップは期間を通じて午後8時30分に消灯すること。 ただし、荒天等により安全な運営ができない場合はその限りでない。
- (3) 委託業務完了後の提出書類 (CD-R は一枚にまとめることも可能)
 - ア 実績報告書(任意様式:期日ごとの業務概要がわかるもの) 紙媒体1部及び電子媒体(CD-R)1部
 - イ ライトアップの全景及び機材等の設置前、設置中及び完了後の写真 データ。紙媒体1部及び電子媒体(CD-R)1部

5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、 協議の上決定する。
- (2)業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。
- (3)業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (4)入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを 使用しないこと。